

トヨコ通信

2004年 7月号

ホームページ <http://www.sasada-toyoko.jp/>
e-mail sanbal@sasada-toyoko.jp

発行 : 日本共産党笹田トヨコ後援会
発行日 : 2004年 6月27日 第22号
連絡先 : 大垣市鳩部屋町41
日本共産党大垣市後援会
Tel 74-3449 Fax 73-8572

今月のふぉと ~ 徳山ダム見学 ~



右岸側に設置されている展望台から見た徳山ダム本体工事現場

上流側から見た本体工事。現在の進捗率は43%、完成させると線のところまでロックフィルダムができます。線から下、山の中腹までは水没しますが、その中には樹齢400年の杉もあります。



5月29日、後援会で徳山ダム建設現場の見学に行ってきました。

約2,500億円の税金を投入してきた本体工事、これから更に1,000億円近くの税金を投入し、ますます財政負担と自然環境破壊を推し進めるのか、それともここでストップして最小限度にとどめるのか・・・。選択するのは、私たち住民ひとりひとりです。



ロックフィルダムの材料は、土と粘土です。ダム上流のすぐ後ろにある山が、半分まで削られていました。いずれはこの山は全てなくなるとのこと、緑のダムを壊して、多額の税金で人工のダムを造る、何か矛盾を感じます。

もう一度考えませんか

「教育基本法の早期改正を求める意見書」

この6月議会に「日本会議岐阜県本部会長 木村建」の名前で「教育基本法の早期改正を求める意見書(案)」が出されました。6月18日の最終日、議会運営委員会では、全会一致の慣例をやぶり、「継続審議」や「反対」の会派があるのに、本会議に上程し、賛成多数で可決しました。

私は、本会議で反対討論を行いました。賛成したのは、自民クラブ、民主クラブ、市民ネットワークの会派です。

「改正」の内容をみると、「愛国心」を押し付け、国家が「教育内容」まで介入できるようにし、「道徳・宗教的涵養」や「男女共学の規定を削除する」など、戦前の教育を思い起こさせるものです。

なぜ、教育基本法を「改正」する必要があるのでしょうか。「憲法9条の改定」とあわせて、日本を「戦争する国」に変えるための「人づくり」と思えてなりません。

**日本共産党は、
憲法を変えることも、
教育基本法を変えることも
反対します。**

反対討論全文はホームページのスポット0gaki65に掲載予定です。

http://www.sasada-toyoko.jp/SPO_TYK/spo65.pdf

(6月25日以降掲載予定)

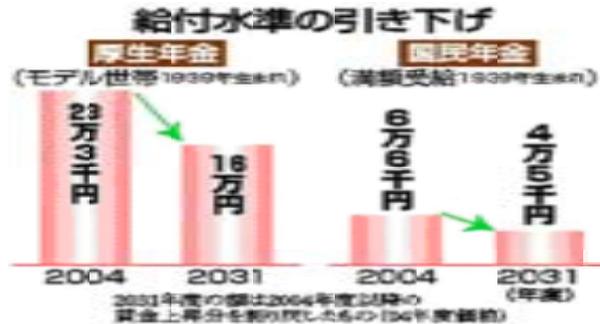
建設費からみる
大垣市民1人当たりの
負担額は
42,513円

水利用のためには
さらに導水事業費と
浄水事業費を負担

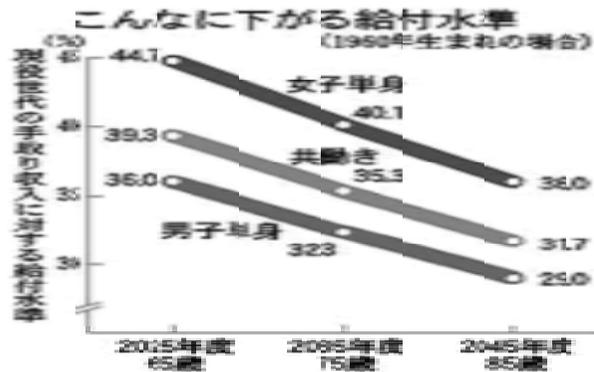
あなたの年金はこうなります

夫が40年サラリーマンで妻が専業主婦の『モデル世帯』の場合

厚生年金需受給額は現行で月236,000円の年金が、2031年には160,000円（賃金、物価は04年度の水準で計算）になってしまい、40.2%まで下がります。



共働き世帯の給付水準は31.7%、男子単身世帯は29%まで下がります。



税金で最低5万円の年金を！・・・

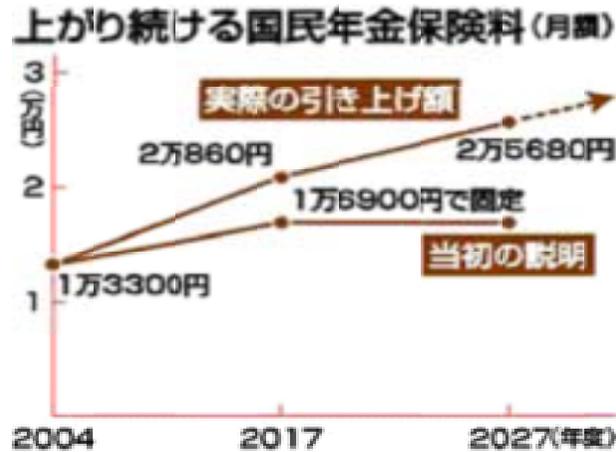
日本共産党提案

今の年金制度で改革すべき問題は、国民年金平均4万6千円という少なすぎる年金であり、また保険料が高すぎて1000万人の人が払っていないことです。

日本共産党は全額を国の負担でまかなう最低保障年金を提案しています。そしてその財源は、税金の

保険料に上限なし

坂口厚労相は「平成17年度（05年度）から毎年度280円ずつ引き上げられ、平成29年度（17年度）以降の保険料額は16,900円とする」と説明していました。これだけでも大変な負担増なのに、さらに賃金、物価の上昇に連動した引き上げが加わり、厚労省の試算でグラフのようになることが明らかになりました。



小泉首相は「公的年金だけで全部生活費を見るものではない」と言っています。これで「百年安心」「暮らせる年金」といえますか？



使い方を軍事費や無駄な大型公共事業から社会保障費に転換することであり、税金の集め方では大企業や高額所得者の負担をヨーロッパ並みにすることで、財源を確保することができます。

自民・公明・そして民主党は「年金など社会保障の財源を消費税の増税で」といっていますが、共産党は反対です。

庭の花 ~紫陽花(あじさい)~

花言葉は「ほら吹き・移り気・あなたは冷たい・元気な女性・高慢・無情・辛抱強い愛情」



お役立ち情報コーナー

不妊治療支援事業 7月下旬スタート予定

不妊治療の一部について、岐阜県から助成金があることになりました。治療内容は体外受精と顕微授精に限られ、指定病院での治療に限られます。指定病院はまだ発表されていませんので、詳しくは県庁へお問い合わせください。

対象：2004年4月1日以降治療を開始された方で、夫婦の合計所得が650万円未満の方

内容：1年度あたり10万円を上限とし、通算2年まで助成

問合せ先：

岐阜県庁保健医療課特定疾患係
058-272-1111内線2542

